

昭和十五年
公文雜纂

憲信百 厚生省
朝鮮總督府
臺灣總督府
關東軍司令部
南滿洲
會同軍官
陸軍省
海軍省
文部省
內務省
農林省
商工省
逓信省
勸業省
陸軍省
海軍省
文部省
內務省
農林省
商工省
逓信省
勸業省

卷五七

国立公文書館	
分類	
配架番号	2 A
	14
	2557

第六十一條 地方自治法施行令ハ第五十條ノ規定又ハ通知ヲ受ケタル
請示又ハ通達命令ノ要旨ヲ地方手続ニ記載スルシ
廳吏應力普通書法第十二條第二項ノ規定ヲ遵守シタルトキ亦前
項ニ準ジ

第五條 總 則

第六十二條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定
ハ町村ニ準ズルモノニシテ、町制及ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズルベキ
モノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十五年七月廿一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年ニ限り本令ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ厚生大臣別ニ之ヲ定

供 覽

厚生省發勞第八二號

昭和十五年十二月十二日

厚 生 次 官

内 閣 記 官 長 殿

大日本産業報國會ノ創立ニ關スル件

産業報國會運動ニ關シテハ其ノ提唱以來關係各方面ノ協力ニ依リ順調ナル進展ヲ示
シ來リ候處時局ノ進展ニ伴ヒ本運動ノ使命愈々重且大ヲ加ヘツツアルニ鑑ミ本運動
ノ強力ナル指導體制ヲ確立スルタメ之ガ中央組織ノ創立ヲ企圖シ十一月六日及九日
ノ兩日官民關係方面ニ於ケル有力選識者ヲ招キ産業報國會運動中央組織創立準備會ヲ
開催大日本産業報國會會則要綱ヲ決定更ニ十一月二十三日厚生大臣ヲ委員長トスル

厚乙一四

創立總會ヲ開催會則、綱領、創立宣言ノ諸案ヲ附議決定茲ニ官民一體ノ大日本産業
報國會成立ノ運ニ至リ候今後ニ於ケル産業報國會運動ハ政府ノ指導監督ノ下ニ本會ガ
中心トナリ進メラルルコトト相成候ニ付キ向後ニ於テモ特ニ御協力相煩度

大日本産業報國會
創立宣言
會綱
則領

創立宣言

今や世界は未曾有の轉換期に際會す。皇國亦東亞新秩序建設に任じ、世界新秩序完成に邁進せんとす。その使命洵に宏大なり。然れども高度國防國家體制とその根幹たる新産業労働體制を確立するに非ざれば、何んぞその使命を果し得べけん。

凡そ皇國産業の眞姿は、肇國の精神に基づき、全産業一體、事業一家、以て職分に奉公し、皇運を扶翼し奉るにあり。全産業人は、資本經營勞務の有機的一體を具現し、皇民勤勞の眞諦を發揮し、以て國力の増強に邁進せざるべからず。皇國躍進の基調茲に存す。我等皇國産業に與る者、夙に念ひをこゝに致し、洽く職場に産業報國會を組織し、産業報國精神の高揚實踐に挺身し來れり。爲に全産業人協心戮力の實漸く舉り、勤勞の創意能力亦大に伸暢し、産業労働界はその面目を一新せんとす。この成果と組織を總括して一大國民運動たらしむるの要今や極めて切なるものあり。

皇紀二千六百年の秋、新嘗祭の佳き日を卜し、我等こゝに大日本産業報國會を結成し、光輝ある新任務に就かんとす。我等の使命は實に愛國の至情を産業報國運動に結集して、曠古の國難を克服し、以て永遠不動の皇國産業道を樹立せんとするにあり。責務の重きを念ひ、決意更に新たなり。

勇躍我等行かんとす！

職場は我等にとつて臣道實踐の道場なり。勤勞は我等にとつて奉仕なり、歡喜なり、榮譽なり。手段に非ずして目的なり。艱苦缺乏何かあらん。剛健なる意志不屈の氣概、範を垂れ衆を化し、塵烟の下、響音の裡、分を盡し、職に生き、以て皇國の彌榮を效さむ。

右宣言す。

紀元二千六百年十一月二十三日

大日本産業報國會

綱 領

一我等ハ國體ノ本義ニ徹シ全産業一體報國ノ實ヲ舉ゲ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ラムコトヲ期ス

一我等ハ産業ノ使命ヲ體シ事業一家職分奉公ノ誠ヲ致シ以テ皇國産業ノ興隆ニ總力ヲ竭サムコトヲ期ス

一我等ハ勤勞ノ眞義ニ生キ剛健明朗ナル生活ヲ建設シ以テ國力ノ根柢ニ培ハムコトヲ期ス

大日本産業報國會會則

- 第一條 本會ハ大日本産業報國會ト稱ス
- 第二條 本會ハ産業報國會ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ政府ト協力シテ産業報國運動ヲ全國的ニ實施統轄指導シ綱領ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
- 一 産業報國精神ノ昂揚ニ關スル事項
 - 二 産業報國會員ノ教育訓練ニ關スル事項
 - 三 産業報國運動ノ指導者養成ニ關スル事項
 - 四 産業報國會ノ運営及事業ノ指導ニ關スル事項
 - 五 技能ノ向上共ノ他生産ノ高度能率發揮ニ關スル事項
 - 六 勞務統制ヘノ協力ニ關スル事項
 - 七 福利厚生、生活指導及勤勞文化ノ向上ニ關スル事項
 - 八 産業勞働ノ調査研究ニ關スル事項
 - 九 一般國策ヘノ協力ニ關スル事項
- 一〇 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁

會長

顧問

審議員

理事長

理事

監事

評議員

若干名 (内若干名ヲ常任トス)

若干名

若干名

若干名

若干名

若干名

第六條 總裁ハ厚生大臣ノ職ニ在ル者之ニ當ル

總裁ハ本會ヲ統督ス

第七條 會長ハ總裁之ヲ委囑ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

第八條 顧問ハ關係大臣及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委囑ス

顧問ハ重要會務ニ付會長ノ諮問ニ應ズ

第九條 審議員ハ關係廳官吏、産業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委囑ス

審議員ハ事業方針ノ決定其ノ他重要會務ニ參與ス

第十條 理事長ハ總裁之ヲ委囑ス

理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ處理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十一條 理事ハ關係廳官吏、産業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス

理事ハ理事會ヲ構成シ重要會務ヲ審理ス

第十二條 監事ハ關係廳官吏、産業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス

監事ハ本會ノ會計ヲ監査ス

第十三條 評議員ハ道府縣産業報國會及地方鑛山部會役員ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス

評議員ハ評議員會ヲ構成シ左ノ事項ヲ評議ス

一 歳入歳出豫算

二 歳入歳出決算

三 會費ノ分賦徴收方法

四 資産ノ管理及處分ノ方法

五 會則ノ變更

六 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十四條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨ゲズ

官吏ニシテ役員タル者ノ任期ハ其ノ在職期間トス

補缺ニヨリ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十五條 本會ノ中央本部ヲ東京市ニ置ク

第十六條 中央本部ノ事務ヲ處理スル爲事務局ヲ置キ之ヲ局又ハ部ニ分ツ

事務局ハ理事長之ヲ統轄ス

各局ニ局長ヲ置キ理事ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス

事務局ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條 中央本部ハ必要ナル産業部門ニ産業別部會ヲ置クコトヲ得

産業別部會部長ハ會長之ヲ委囑ス

産業別部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條 本會ノ經費ハ會費、補助金、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

會費ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條 本會ハ評議員會ノ評議ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第二十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十一條 本會ハ道府縣ニ於ケル産業報國運動ヲ實施統轄指導スル爲道府縣産業報國會ヲ置ク

道府縣産業報國會會長ハ地方長官ノ職ニ在ル者ニ總裁之ヲ委囑ス

道府縣産業報國會ハ必要ナル區域ニ支部ヲ置クコトヲ得

道府縣産業報國會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條 本會ハ鑛山ニ於ケル産業報國運動ヲ實施統轄指導スル爲前條ノ道府縣産業報國會ノ外地方鑛山部會ヲ置ク

地方鑛山部會部長ハ鑛山監督局長ノ職ニ在ル者ニ總裁之ヲ委囑ス

地方鑛山部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條 本則ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十四條 將來本則ノ條項ヲ變更セントスルトキハ評議員會ノ評議ヲ經テ總裁ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス